

平 25 建 築 指 導 第 3 0 1 号  
平成 25 年 (2013 年) 11 月 22 日

山口県都市計画審議会  
会 長 三 浦 房 紀 様

山口県知事 山 本 繁 太 郎

## 周南東都市計画区域内における特殊建築物の位置について (諮問)

周南東都市計画区域内における特殊建築物 (産業廃棄物処理施設) の敷地の位置について、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 51 条  
ただし書の規定により、貴会の意見を求めます。

### 記

特殊建築物 (産業廃棄物処理施設) の位置等の概要

#### 1 敷地の位置

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| (1) 地 名 地 番   | 光市大字小周防字虹川 1100 番 8 |
| (2) 用 途 地 域   | 指定なし                |
| (3) 防 火 地 域   | 指定なし                |
| (4) その他の地域地区等 | 指定なし                |

- 2 設置者 周南市浜田一丁目6番5号 株式会社 ただおザウルス
- 3 用途 産業廃棄物処理施設
- 4 敷地面積 10,000.48 m<sup>2</sup>
- 5 建築面積 4,281.84 m<sup>2</sup>
- 6 延べ面積 5,391.55 m<sup>2</sup>
- 7 建物概要 鉄骨造2階建て 他
- 8 処理能力

(1) 破砕処理施設①：廃プラスチック類10.16t/日、木くず14.56t/日、がれき類55.2t/日

(2) 破砕処理施設②：廃プラスチック類22.16t/日、木くず25.04t/日、がれき類73.76t/日

9 周囲の状況

敷地は、光市役所周防出張所から東約1.0kmに位置し、周囲は工場に囲まれており、隣接する住宅はありません。

10 付議の理由

当該施設は、産業廃棄物となる廃プラスチック類等を再資源化するために破砕処理する施設であり、建築基準法第51条に規定する特殊建築物（産業廃棄物処理施設）に該当し、地方公共団体において設置するもの及び廃棄物処理計画、都市計画区域マスタープランに位置付けられたものではないことから、関係機関との協議により同条ただし書の規定を適用しようとするものです。